

Q&A

Q1 PBPM の目的は何ですか？

疑義照会は大きく分類すると、薬学的な疑義と、処方箋の記載方法や規格の変更など形式的な疑義に分けられます。平成27年度全国薬局疑義照会調査報告書において、疑義照会全体の21.9%が形式的な疑義照会とされています。この形式的な疑義照会は、そのほとんどが修正されるにも関わらず、医師、薬剤師の双方において、業務を中断するリスクのある行為となっています。この形式的な疑義照会を、減らすことを目的としています。

Q2 PBPM に参加したいのですがどうすればよいですか

PBPM への参画に際し、参画したい薬局店舗毎に事前に個別説明会への参加をお願いします。そのうえで、薬局店舗毎に病院長と合意書を締結の上、運用開始となります。個別説明会への参加や時期については、その都度、相談して決めたいと思います。参加したい旨を、ご連絡下さい

Q3 PBPM は疑義照会を省略できるということですか

PBPM は事前に病院と薬局間で合意した内容に従った場合のみ疑義照会済として処方修正を可能にするものです。したがって、変更内容を病院へ報告する義務が発生します。

・通常の疑義照会

処方箋受付⇒電話による医師への疑義照会⇒調剤⇒投薬

・PBPM

処方箋受付⇒合意に基づいた処方修正⇒調剤⇒投薬⇒FAXにて医師へ処方修正の報告

Q4 PBPM の方法について詳しく教えてください

事前に取り決めたルール（合意書）の範囲内の疑義照会に関して、疑義照会済として処方修正を許可します。医師への処方変更の伝達手段は、変更内容を記載した処方箋を、病院が決めたレイアウトを用いてFAXにて送信してください

変更の内容によっては、服薬情報提供書（トレーシングレポート）の提出を条件としているルールもありますのでご注意ください

Q5 次回受診日までの日数変更の場合、どのように記載し報告すればよいですか

「PBPM による処方変更」と明示したのち、「次回受診日○/○までの日数修正」と記載し、それぞれのRPに何日分に修正したのか記載願います（延長、短縮どちらも可）
継続的に処方されている薬剤のみ変更対象とし、新規追加薬や臨時薬がある場合は疑義照会をお願いします。また、向精神薬に関しては、延長を認めません（短縮は可）。延長希望の場合は疑義照会をお願いします。

Q6 服薬情報提供書が必要なルールを教えてください

①残薬に伴う日数調整（外用剤、注射剤の調整含む）、②一包化の指示について服薬情報提供書の提出をお願いしています

①については、「なぜ残薬が発生したのか、管理方法が悪いのか、自己判断による休薬なのか」等の問題点を明確にし、どの問題に対してどのように服薬指導したのか報告してください。PBPM の報告書は、調剤した日数を明確にし、報告してください

PBPM の報告書と服薬情報提供書と一緒に FAX お願いいたします

②については、「なぜ一包化が必要なのか」理由を明確にして、報告してください

PBPM の報告書は、「一包化の指示追加」と記載し、報告してください

PBPM の報告書と服薬情報提供書と一緒に FAX お願いいたします

Q7 服薬情報提供書が必要な処方変更の場合、毎回、服薬情報提供書の提出が必要か？

①残薬に伴う日数調整

前回受診時に、残薬調整を行い、適切な指導をしたにもかかわらず残薬が発生した状況であり、毎回、Q6 に記載の通り報告をお願いします

②一包化の指示について服薬情報提供書の提出をお願いしています

PBPM による一包化の報告は、毎回、Q6 に記載の通り報告をお願いします

Q8 残薬に伴う日数調整について、確認方法は目視が必須ですか？

ブラウンバック運動にみられるように、目視による調整を優先事項とします。しかしながら、持参薬を持ち込めない事情がある方もいるかと思えます。その場合、患者の申告にて調整することを、以下の条件をもとに可能とします。

- ・服薬情報提供書には、「目視による調整」または「自己申告による調整」のどちらかを必ず明記してください
- ・日数調整により不足が生じた場合は、薬局の責任において対処願います

Q9 同じ修正でも、毎回 PBPM の報告は必要か？

報告は毎回必要です。PBPM の取り組みは、疑義照会の省略ではありません。事前に取り決めたルール（合意書）の範囲内の疑義照会に関して、疑義照会済として処方修正を許可するものですので、変更内容を医師へ報告することは省略できません。

Q10 用法の修正について、一部の薬剤が「初回は疑義照会」とされている理由はどうしてですか？

制吐剤や漢方薬の「食前」への修正が対象となります。薬効や作用機序から、必ずしも食前でないと効果が得られない薬剤ではないことから、医師の考えのもと、食前以外の用法

を指示されている場合があります。したがって、初回処方の際は、疑義照会にて、医師の判断を受けてください。そのうえで「食前」へ修正となった場合は、次回以降、下記の通り報告願います。

PBPM による処方変更 Rp● ツムラ●● 食後→食前 (2023/●/● 疑義照会済)

Q1 1 PBPM で処方変更した内容はどのように記録すればよいですか

電話による疑義照会では、対応された医師や、照会した時間など、疑義内容とともに記録されているかと思えます。医師名や時間のかわりに「PBPM による処方変更」と明示し修正内容を記録してください

Q1 2 過去に医師へ疑義照会した内容が DO 処方された場合、PBPM として対応可能か？

PBPM は、合意内容の範囲内で対応します。合意内容に当たらない場合は、疑義照会をお願いします

Q1 3 PBPM をやめたいのですが可能ですか

可能です。合意書の締結破棄の手続きを行いますので、ご連絡下さい

Q1 4 薬局長が変わったのですが、PBPM を継続することは可能ですか

可能ですが、薬局内で、合意内容とその対応法について、しっかりと引き継ぎをお願いいたします。そのうえで、疑問な点がありましたら、遠慮なくご相談ください

Q1 5 複数の薬局店舗を開設しています。責任者が説明を受けることで、複数の店舗に許可が出ますか

薬局店舗毎の許可となります。説明会時点の薬局長の出席をお願いします